

広島県告示第八百二二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によって、次の森林を保安林に指定したが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によって、通知の内容を尾道市役所の掲示場に掲示した。

平成二十六年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名
尾道市木ノ庄町市原字中山乙七七八	西内 甚助
尾道市木ノ庄町市原字中山乙七七八	西内 宇三郎
尾道市木ノ庄町市原字中山丙七七八	花田 利七

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び尾道市役所に備え置いて縦覧に供する。)